

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷七十第

行發日一月七年二十正大

論叢

賣上税の缺點 法學博士 神戶 正雄
 私經營統計概論 法學博士 財部 靜治
 文化的認識と歴史的認識 法學士 恒藤 恭

時論

農村問題と其の救済策 法學博士 河田 嗣郎

說苑

『諸國民の富』のダブリン版に就て 法學博士 河上 肇
 歴史派經濟學發達の徑路 法學士 山口 正太郎
 公娼の前借金に就て 經濟學士 岡崎 文規
 中世末期に於ける村落の結合を論ず 牧野 信之助

雜錄

米國の新關税法に就て 法學士 高橋 康順
 新マルサス主義英語通俗書解題 理學士 山本 宣治
 アダム・スミス生誕二百年記念會記事 委員

中世末期に於ける村落の結合を論ず (二・完)

牧野信之助

我等は更らに論旨を進めて、非常時に於ける團結の一斑を叙して、一村乃至一國共存の爲めに活動した状態を明かにせねばならぬ。

非常の誓約と甲賀郡の位置 「非常」は稀有の事例である。我等はこの非常の誓約置目を近江探訪の史料に求めて、多く甲賀郡にその存在を知つた。それには特殊の理由がないでもない。先きに概叙した近江の國情の中でも、特に甲賀郡は地勢偏在、野洲の水脈に沿うて部落をなし、佐々木の武力も充分に引締るまでに至らず、鎌倉以降、所謂甲賀武士の割據するところとなり、或は五十三家と稱し、二十一家と號し、其等の同名は各々黨を樹て、相争ふて居つた。伴同名と云ひ望月同名と云ふのがそれであつて、就中柏木郷を本據とした、山中一黨をその魁首とする。彼等は多くの場合、居所の村民とは餘り關係無く、同名のみ所謂「惣」同名の名目を以て、黨全體の利害に關する問題を解決した。その方式は土地の舊慣に倣ふところがあつたか如何かは、遙かに云ひ切ることは出来ないが、兎も角部落の團結と相對的に、それ／＼強い結合を持つて居つた。部落側から云へば、一方武人の團體的蟠居があり、他方には統一的領主權の薄弱から、絶えざる生存上

の不安があつて、勢自衛の方法を専らにすることとなり、それが情性となつて、較々もすれば殺伐な置目を定むるを常とし、或は過激な方法を執るを例とするに至つた。之を一村若しくは聯合村落或は一郡の自治と云ひ、結合と云ふのは、少しく妥當を失する奇矯の言かも知れぬ。然も我等は一々關係史料を検討して、一村乃至一郡惣の名の下に、午王紙に血判を浸ませた、起請文を附隨する置目諸狀に對する時、如何にしても部落の團體が、眞劍の態度で、共同事を處置したかに想を致さざるを得ぬ。

村・郷・郡・國の惣掟 慶長十年六月廿二日附で、甲賀郡宇治河原村十五人衆の連署になる午王紙の誓文狀には型の如く神々の名を列し、偕て

「只今談合申候儀、餘所へも、又女房子供にも、他言申間敷候、又此十五人衆内はいかやうにも、多分に付談合可仕候事(失壁)

一、入めんしつ(兼賣)い參候共、互かりやい出し可申候、是又しつ(兼)いの儀は惣中へさはかせ申候事我又かたやをひいき儀申間敷候事(借合)

と記したものである。之は宇治河原一村衆中として何か不穩事件につき合儀したことを、充分に豫想せしむるものである。而して非常の置目を要とする場合は、多く一村を單位として、己の共同生活の安定を脅さるゝ時に發するを常とするを以て、その場合には、結足を固くせんが爲めに、内部に對して極端なる行動を要求し、秘密裡に會合決議した事項について加判人以外口外せぬことを誓言した靈社起請文は、頗る多く存在してゐることである。

又同郡宇川共有文書によれば同村と接近してゐる酒人村との間に、境界論が起つた時に、互に黑白を、代官に訴訟したが、結局舊慣に従つて、共に神前に火誓して之を決する迄のいきさつになつた。於之阿村にあつては、互に當事者を撰定したが、一村としての主張は己の一擧に決せらるゝわけであるから、惣村として此義擧に當るものゝ爲めに、「褒美」の條件を定めた。慶長十一年三月廿八日附で、宇治川原村惣によつて定められた置目が二通ある。何れも卽座の手當、秋末の手當及び子々孫々に對する年貢納附の村負擔迄も契約した。二通の中一通は各項とも倍額になつてゐるから、同日の間に更らに増額を決議したものであらう。次でその翌年にも猶一通出されてゐる。全文を擧ぐれば

宇治川原村惣中手火置目

一、下川原之手火取申付尙相究申候事、手火取申人にほうび之儀者、貳拾石と、出し米と可レ遣_レ之候、若もかりの内へはいり候共、手火不_レ被_レ取に出申候は、拾石可_レ遣_レ之候、又しよやうちやへ入候て、もかりの内へはいらず候は、手前の下川原之出し米と可_レ遣_レ之候、又は加様の事雖_レ在_レ之手火取申人を惣異見にて宇治河原之りうん(理運)に成候て出し可_レ申候事、仍狀如_レ件

慶長十二年六月十日

宇治河原村惣

と見えて、舉村堅く當事者に對する報酬額を定め、以て對手の村落と勝負を決せんとしたのである。但し一件書類によるに、酒人村は神罰を恐れて、豫定期日の至らざる中に、精進屋を引き上

げたと云はれてゐる。

次に各村落の共同利害問題と云へば、何れの時代でも、主としてその所有地、殊に山林地若しくは用水等に係るものが頗る多い。斯る場合には亦利害問題が唯一村にのみ止らないで、いくつかの村——普通に郷と云はれる廣い區域に涉ることがある。斯る場合には如何にしても、郷としての團結が盟結せられなければ、事の落着がつかない。於之聯合村落としての結合が必要となり、互に流血の慘を來したのであるが、多くの場合、其郷内、若しくは他郷郡中が仲介して、和解を謀つた様であつた。慶元頃の川田神社文書に一代官の覺書があつて、中に「一、郷中にて、百姓等山問答水問答に付て、弓鎗鐵炮にて喧嘩いたし候者をば、其郷可_レ致_二成敗_一候事」の條が見えるのは、該慣習を認容したものと考へられる。然し實例によると、郷對郷の取合は、如何にも慘憺たるもので、次の山中文書は署名・紀年を逸してゐる爲、確的には云へないが、永祿頃に、石部三郷と檜物下庄との紛争につき、山中氏一黨から檜物下庄に對して行動せんことを郡中惣が強制したものと思はれる。

一、檜物名主中二階門悉被_二伐碎_一可_レ放火_一候、若二階門無_レ之候者、内門を可_レ有_二放火_一候、等本人名主中家次一人宛、黒衣入道にて、石部三郷名主中江河田宮島居前にて可_レ有_二御禮儀_一候之事

一、檜物百姓年老次第二、家三十間可_レ有_二放火_一候、然者被方身寄五人同人夫二十人罷出候へ
と申付候間、各々罷下同前に放火可_レ仕候、然者來十日ニ、各々罷下御取合可_レ申候、萬

一、無御同心者、各々被方江片付可申事

右之旨無「竊負偏頗」異見申候、若私曲僞於在之者此靈社起請文御罰を仰厚可蒙罷者也、仍前書如件

と記されてある。右の中「異見」とは當時の通用語として常用され、強請的警告の意味を持つてゐる。従つて同心無くば敵方と認むる所以である。この例と連關して、石部町山本文書には、永祿八年七月二日附、高野・柑子袋・夏見・岩根の各部落「惣」の連署の下に、檜物下庄宛に交附した覺書がある。右は檜物對石部三郷取合に付、伴・山中・美濃部の三方異見の結果、弓矢の難を思止らせたもので、この文中にも異見に付同心なくば、中違可申と誓言してゐる。

此「意見」は較もすれば弓矢を以て問答を事とした當時にあつては、事件の鎮壓に最も力あるものであつた故に、利害關係の地域を大にすればする程その必要があつた。故に甲賀郡としては、「郡惣」の名の下に、私の奉行が代表して屢々會議を催し、事の黑白を決するに投票を以てし、次で關係者に意見を致したことは、この事例頗る多い。我等は前出文書と共に、別に代表的の一二例を以て之を説明するであらう。

山中文書によれば、元龜二年郡の巨剱飯導寺と、新宮・矢河兩社衆徒との間に、構難の事があつたが、於之八月二十七日附郡中惣は飯導寺に宛て「今度新宮・矢河兩社衆徒中與被相構」に付て異見申條々の一書を送り、その爭論につきては双方の曲直を正し、和解を表明する爲十人の老分下山の上、矢河下馬の前にて彼方老分十人に禮儀あるべきを求めた。仲介は郡中奉行として取扱

ふべく、萬一同心なき場合には、「郡中掟の如く片付可申」と異見を明示してゐるのである。而して、右判狀の進達については、同じく同日附を以て、郡中惣より山中・伴同名に宛て、之を托し、是亦「萬一同心無之候へ、郡中片付可申候間各可被成其御心得候」と極付けてゐる。郡としての團結は、多くの土豪に對しても、容易にその武士としての優越權を認めしむることをさせなかつたのである。

次に戰亂の時代として、郡外者の亂入は、最も秩序を攪亂せらるゝ處があつたので、絶対に拒絶するところであつた。山中文書の中、靈社起請文前書之事に

一、自然從_二他國他郡_一當郡へ亂入之族於_レ有_レ之者、無_二表裏_一一味防可_レ申事

一、郡内之者他國他郡ノ人數ヲ引入自他之跡望輩在_レ之者、親子兄弟によらず惣郡へ同心仕成敗可_レ仕候事

一、此外爲_二郡中_一可_レ然條數多分、ニ付可_レ事

と見えるものがあり、斷片的で且紀年を逸してゐるが、明らかに同時代の郡中掟と見るべきものである。之によれば郡内擧げて一身同體防戦すべく、第三條の協議事項を多數決に定むるとあるのは、一時の場合と少しも變はつておらぬのである。

同じ山中文書に見える次の掟は、少しく長文に亘るが、前文と同じ趣旨を具體的に述べ、且甲賀郡の位置が、伊賀大和に接近して居つたことから、郡とは云ひ條、國として之と對抗するやうな感じがあつたと見えて、郡であるべき場合「國」と稱してゐる。

一、他國之人數引入候仁體於ニ相定一者、惣國として兼日に發回被レ成跡ヲ削其跡を寺社へ可レ被ニ置付一候、并國之様體内通仕輩あらば、他國之人數引入候同前たるべく候(中略)

一、嘗國の諸侍又はあしかるに不寄三好方へ奉公被成間敷候(足輕)

一、國之弓矢判狀送り候に無承引仁體候者親子兄弟をかきり拾ケ年弓矢之用に置申間敷候并

一夜のやどおくりむかい共あるまじき事

一、陣取の在所にて味方らんほうあるましく候事

一、嘗國之儀者無門相調候、甲かより合力之儀專一候之間惣國出錢をして伊賀、甲かさかへ目にて近日野寄合あるべく候

右從連判以定所如レ件

これ亦紀年を逸してゐるが、恐らく永祿中のもので、甲賀の峡谷を金城鐵壁として、大和殊に三好氏に對して、敵對しておつた態度が明示されてゐる。但伊賀は時に境界論で郡の一部と爭論を惹起したこともあつたが、天正十三年などには、甲賀郡奉行十人惣、伊賀郡奉行十人惣連署して、土豪の和田氏に異見條々を送附したことがあつたから、割合に步調がとれて居つたと見るべきである。

此郡中惣の衆議は、信長來攻の風説が高かつた時などにも、隨方と沸騰されたことであつた。伊賀と攻守同盟の可否についても隨分討議された様に思はれる。山中文書に

「此分の世上に候へ、對甲賀ニ必定信長存分可レ申候、其時分郡中へ不レ有ニ正體一候か、左様

御儀伊州へ申來候共、はか不_レ可_レ行候、左様に候へ、郡中可_二相果_一候、さ候へ、そくさに伊州も可_二相果_一候、其段は眼前に分別候、(中略)今程郡中堅固御覺悟候事は無_レ之候か、兎に角せ(善)んにもあくにも、郡中同心無_レ別儀_一候へ、此方の爲も可_レ然候(下畧)」

とあるのは、その一端を示すもので、惜しむらくは舊書の斷片で文書の性質が充分でない爲、いくら不明瞭であるけれども、以て郡中一致の情勢を看取すべきものであろう。而して殆ど同時の事であろうと思はれるが同郡美濃郡文書によると、信長の旗下としての羽柴秀吉は、甲賀郡惣中宛に書狀を發して、北伊勢への發向につき、安樂越を通過すべきを告げ、右につき「被_レ得_二其意_一道をつくらせ、井道端に鐵炮不_レ伏様念を入堅可_レ被_二申付_一候、自然不屈儀候ては、郡中可_レ爲_二越度_一候(下略)」と倚頼してゐる。右の文意は單に秀吉が強制的に注文するところがあつて、この責任を郡一圓に負擔せしむること、例へば十人組などに對する場合と同一手段であつたか、若しくは郡の組織が鞏固な寄合組織になつてゐる爲めに、特別に郡惣中宛にかゝる注文を前以てしたのか、我等は寧ろ第二説に左祖せんとするものである。尤も此頃にあつては、郡惣宛の事例は割合に稀であるにしても、一村惣中宛の書狀は最も普遍に行はれて居つて、之を受取つた村方にあつては、一村の衆議を以て、之が回答を送るを例としておつたことである。

而して前掲掟連判の文書中、終りの條に見えた、野寄合即ち郡民大會、若しくは國民會議は、屢開催せられて、域内の不利益な事件の起つた場合には、之を除去すべき方策を討論決議したものと覺えらる。それに對しては、既に領主權の薄弱となつた佐々木氏では、一指を染むることすら

不可能であつた。僅かに郡内割據の土豪を介して幾分かその機勢を妥協緩和せしむるに過ぎなかつた。山中文書、佐々木義治から山中大和守宛折紙に「郡内之儀にて此中種々令馳走之由、尤祝肴之至候、明後日於矢川、參會有之由候、彌可然様入魂此節候(下略)」と云へるなどは、その心情を吐露してゐるものと考へる。故に土豪は土豪として各その結束を堅うし、或は聯合してこの郡中惣に對抗せんとしたのであるが、先にも云へる如く、遂に目的を達することが出来なかつた。

我等は同時代に大和、山城などに、同じやうな國民の團結が出来して、主として武人の横暴を防遏したことを知つてゐる。但し日記、聞書などを通じて見た、その團體の格段な行動は、その目的専ら武人撃退にあつたのであろうけれども、今我等の叙述して來た甲賀の場合では、「郡惣中」の行動は頗る廣汎な範圍と深い根據とを持つてゐる、恐らく他國の例も然りであらう。

我等は以上の例を以て、平常の場合に於ける村掟、非常の際に於ける村掟の如何なる性質のものであるかを察知し得らるゝものと思ふ。憾むらくは、史料の缺乏から、同一の部落に於て、この變化を直接に示す丈けの事例を示すことが出来ないのであるが、然しよく吟味して見たならば、それは矢張表裏の關係に立つものと考へることが出来やう。故に法制の整備された江戸幕府時代に至つて、猶長く官制の五人組規約等の外に、一村限りの規約は、常に必要に應じて作られ、嚴禁せられておつた神文誓約は行はれ、事によれば過激手段の衆議をも、置目とするに至

つたのである。

座人と村民 我等は一村團結の成立を吟味する以上、更らに一村成立の内容に關して、相當の考察を費さねばならぬ。江戸幕府時代の中葉以降に出來たものと思はれる「多羅尾村。甲賀郡年中行事」と題するものに、十一月十三日ノ條

産入ト云コトアリ、里民十七歳ニ至レバ、稚名ヲ替男ニ成ルト云フ意也、所謂座ハ左座左右ノ差別ハ、家筋ニ依ル、今夕宮座ニテ名付ノ式アリ

とし正月十三日ノ條には

年領ノ者拾人村役ノ者、里宮へ參會、其年ノ里ノ掟ヲ定ム

所謂年領トハ里ニテ年長ノモノ

と記した箇條がある。此は説明を助ける爲、便宜上引用した一記録に過ぎないが、文中にも見える如く、近江にあつては、多くの場合、一村の氏神を中心とした座制が成立して、資格ある村民は、各その座人として神事を掌り、同時に一村の掟などについても、座人中で定むること上文の如しであつた。而して家系、自分、貧富、年齢などによつて、座に加入することの制限があり、又座そのものにあつても、以上の區別から別座を作る場合があつた。村として大事の衆議などは寄合の前に一先づ年々定められたる年行事、若しくは長老の手によつて大體を定め、然る後會議をなす様の順序を取つた。而して又その地に定住することが、座人としての必要條件であつた。「村民」としての資格であつた座人の制はこの問題に一通りの説明を要するところである。

以上述べた様の意味の座制は鎌倉時代には既にその史料が見える。前出蒲生郡島村大島、沖津島神社文書によれば弘安四年四月廿日附で、「定 注進座之衆議之旨」として、社役の者に對する饗料等を定め、此際違亂あるべからざるを定めてゐる。同六年六月十五日附の「定種々規文事」も同じく神事について定めたところであつて、「衆議」と云つてゐる。降つて延文・永和・永享頃の寄進狀、若しくは賣券に、この座は大座の稱を持ち、この團體として財産を有し、神事に使用してゐた有様が明示される。但し我等は猶、此頃にあつては、奥島の場合では座衆が部落民の中如何なる資格のものがどれだけの歩合丈加入して居たか、亦その座衆は神事の外、自然に座衆即ち部落民として村事を決した如何については、明快な解答を示されない。應安元年霜月に、北津田、奥島両村人の定めた、大島御供祈之事の一ヶ條に「一、大島大座村人之數之事」があつて
神田領村人廿三人之前へ不可有之、此外之前へ不可有能也、島庄村人へ廿一人之前可有之、此外之前へ不可有之

一、御供なうらいの前已上百五十六前之内七十九前へ左之村人方へなうらうべし七十五前へ右之村人方へなうらうべし(下略)

と見えてゐる。有力な史料であるけれどもその意味が難解で、どこ迄が座人の數であるか、正確を期し難い。但し上文に見える如く、大座の内でも、各左右に座席を占める上から、自然に左右の座が出来て來る徑路は較々明了である。而して前出の同郡今堀共有文書の延徳元年十一月四日

附地下掟によれば、その中に

一、家賣タル人ノ方ヨリ百文ニハ三文ツ、壹貫文ニハ卅文ツ、惣へ可出者也。背此旨ヲ一村人ハ座ヲヌクヘキ也」

と見えて動かすべからざる座人即村人であることを示し、それが村掟を作つた明證を示してゐる。應永三十二年十一月「今堀郷座主衆議定條々事」亦然りである。次に座數であるが、それは主として部落の大小により、一座のこともあり、それ以上の數を持つことも少くない。甲賀郡朝宮の場合にあつてはその朝宮神社の座は少くとも江戸幕府の中葉以降頃には大・新・平・孫・今・姫・出來の順列になる七座を有つて居つたことであるが、或る神事に對しては平・大・新(以下同じ)の順になることもあつた。此七座の中、頭三座が歴史的に神事に對する特權を有して居つたことである。そして文明十二年三月に、大座衆から平座衆へ宛てた渡狀によれば、この座位を決した支證を知ることが出来るのである。

而してこの後に發生した或る諸座が、特權を有しなかつたことは、その原因は必ずしも後に出來たからと云ふ單純な理由ばかりではない、或は家格的に位置の低いもの、若しくは經濟的に無力のもの、他部落から移住して來たものなどが懇願の結果、漸くにして一座と結んだ場合もある。蒲生郡今堀共有文書に、弘治二年改之定條々があり、その中に「一、新座之者惣並之異見禁制之事」とあるのは、此れ後に出來た座衆が、惣並に對して異見を述べたことを禁止されたことである。斯して同じく一村の座と稱するも、成立内容は複雑で、それが神事を中心とすると同時

に、我等の所論の如く、同時に一村の庶務を定むる迄に至つたとしても、座衆は總べて同一の權利を持つて居つたものとは考へられない、自らその組織の上からも優越者が出来る様になつたであらう。唯衆議最後の決定にその加判をなし、座衆即ち村民の一人として、等しくその權利を保持することが出来たと云ふことについては、どこ迄も一村の團結を考察する上に見逃すべからざることであらう。猶細論すれば、一村惣の中にも老寄、若衆の區別が出来、それ／＼一村として衆議すべきことも分擔するに至つたらしいことは、既に天正十年十二月八日附今堀共有文書に見え、又同文書によれば永正四年頃には既に座人としての村民は、所課されたる座の費用を所納することが出来ない爲、之を外し、若失權者にして再入の場合には、未進料を完納し、足洗酒と號して新座入の振舞を要したのである。以上の老寄に對して、若衆の生じたこと、専ら經濟上の理由から座人の資格が左右されたと云ふことは、疑ひなく世相の變遷を記録するものに外ならない。

餘論 我等は、以上諸種の史料を歸納して、粗々云はんとすることを云ひ盡した。要するところ主として中世末期に當つて、近江の一部に頻出した諸部落の聯合團結——「郡中惣」の現象を如何に考察すべきかを中心問題として、これを部落團結の非常の際に於ける一手段と解し、平時にありては、それは自然に要求された彼等の共同生活に於ける諸種の村規約でありとし、此極端な二種の現はれば表裏の關係に立つものと解し、更らに一村内の結合は、神事を中心とする座制に起因するところがあることを示した積りである。但しこの管見は自己としてもその立論に欠陥の多い

ことは氣付いてゐる。就中繰返して云はねばならぬことは、例へ史料の欠陥から止むを得ぬとは云へ、異つた場所の史料を引用して、一の假説を組立てんとする冒険は、顧みて慚愧たらざるを得ない。然し今のところでは、中世以來の庶民の村落生活から推理して、斯る結果にならぬと信じてゐる。我等としては當然の解答を試に叙述して學者の批正を仰ぐに外ならない。史料の蒐集が猶多く行はれた時に、更らにこの問題は更らに無理なしに論究されるか否か、そは他日を期することにした。

猶我上代の風習であつたと解せらるゝ、神社を中心として部落の成立したこと、神事即ち政治の觀念が、この中世以降にあつても、その關係の直接間接を別として、神社中心の座制に傳はり、座人即ち村人、その衆議が當然の結果、部落惣としての衆議となつたことは、即ち興味あることと思ふ。我等は此等の問題に對しては、各々切り離して一々今少しく細説すべきであるが、目的が其等を連絡考察することにあつたことから、こゝでは非常に簡略になつたことを諒とせられたい。